

地域福祉活動の個別計画

1 地域で支えあい、つながるしくみをつくりましょう

(1) 小地域福祉活動の推進 【重点取組】

〔活動の柱〕

小地域福祉 活動の推進

〔具体的な活動一覧〕

① 実施体制の整備・活動支援

② いきいきふれあいサロン

③ 小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催（新規）

④ 地域福祉活動を推進する人材の育成

○ 小地域福祉活動を拡充し、その展開を通して、身近な地域を舞台に、そこに暮らす区民等が主体となり、様々な課題の発見・解決を図っていきます。

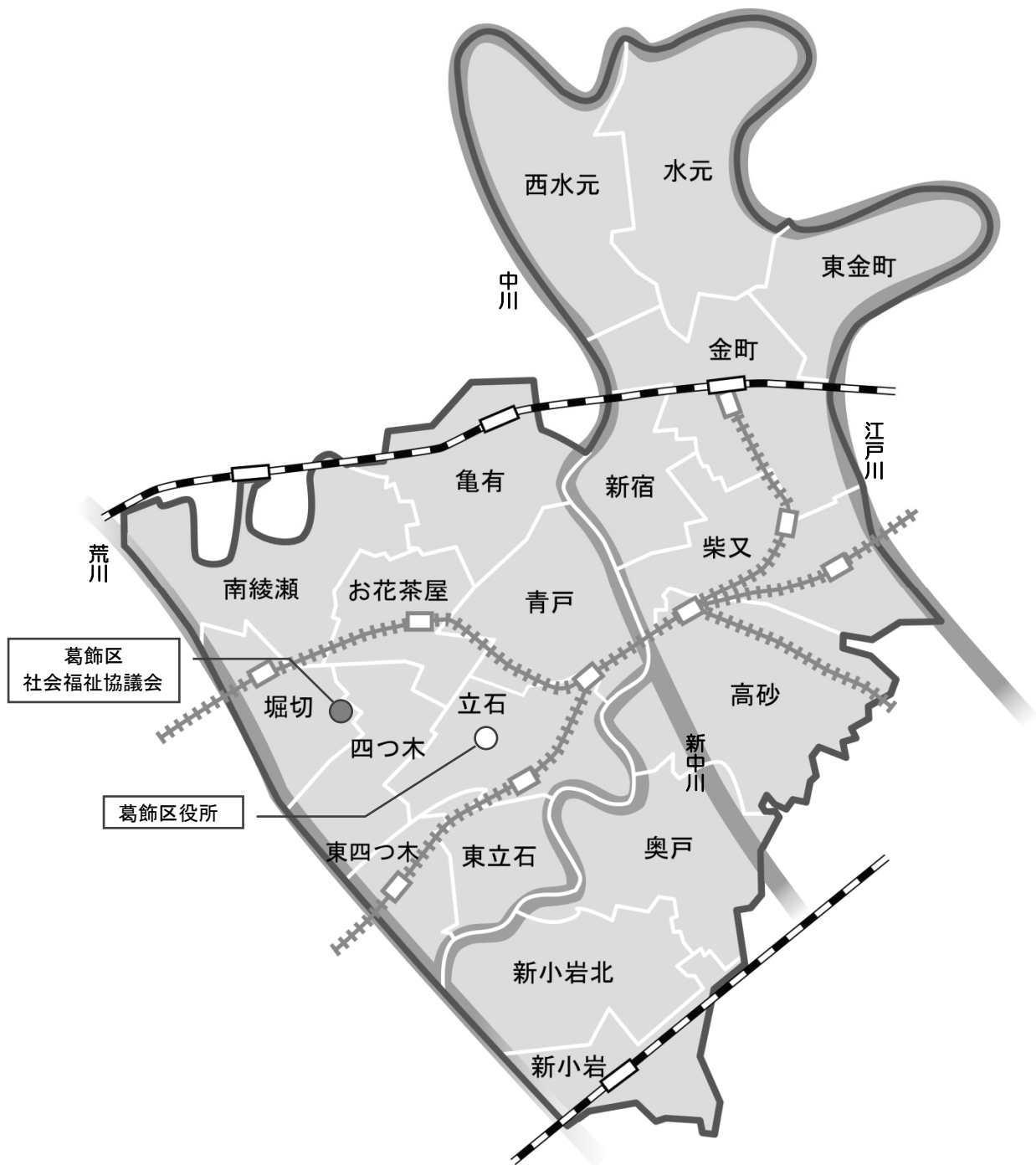
① 実施体制の整備・活動支援

- ・ 要援護者の支えあい活動・要援護者の見守り活動・地域ボランティア発掘育成・ふれあい交流活動・地域情報収集・地域への福祉情報提供などを地区ごとに行い、区民の困りごと等を身近な地域内で自主的・主体的に解決することをめざします。
- ・ 小地域福祉活動を行う地区に対し、社協は必要な支援を行い、人と人がつながるしくみづくりを進めます。
- ・ モデル事業の取り組みを踏まえ、計画期間内の全地区実施をめざし、事務局として積極的に活動の推進に取り組むとともに、区や関係機関とも連携し、活動支援体制を充実させます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
活動地区数	できる地区 から実施				19 地区
（新規実施）	（3 地区）	（3 地区）	（2 地区）	（2 地区）	（2 地区）

小地域福祉活動の地区図

(連合町会単位 19 地区)



② いきいきふれあいサロン

- ・ 地域の高齢者の引きこもりの解消と地域コミュニティの活性化を図るため、地域の人が気軽に集えるサロンとして、「ふれあいサロン堀切」の運営を支援します。
- ・ 今後幅広い世代に参加・利用してもらえる取り組みを行うとともに、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）やボランティアグループ、近隣商店など、関係機関との連携及び協働を検討します。
- ・ サロンの拠点機能の拡充や運営費の捻出方法等の検討を行い、経費を考慮しつつ、主体としての区と活動支援について協議し、地域に根づいた運営を行います。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年間 延利用者数	3,000 人	3,250 人	3,500 人	3,750 人	4,000 人

③ 小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催（新規）

- ・ 活動にかかわってきた人たちが地域や参加者・協力者の変化など実感できる機会として、小地域福祉活動の各地区の関係者を対象とした情報交換会、研修会などを実施します。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年間 延参加者数	30 人	50 人	70 人	90 人	100 人

④ 地域福祉活動を推進する人材の育成

- ・ 地域において小地域福祉活動を広く周知するなど、ご近所での支えあい活動を促進する人材の発掘・育成に取り組みます。
- ・ 自治町会や民生委員・児童委員、ボランティア活動者などを対象に、地域における小地域福祉活動の推進役、調整役として地域福祉活動に関する知識などを習得するプログラムを構築するなど、地域福祉活動を推進する人材の発掘・育成を行います。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
延受講者数	プログラム構築 →		施行	60 人	60 人

(2) ボランティア活動推進計画の策定 【重点取組】

〔 活動の柱 〕

〔 具体的な活動一覧 〕

ボランティア活動 推進計画の策定

① ボランティア活動推進計画の策定（新規）

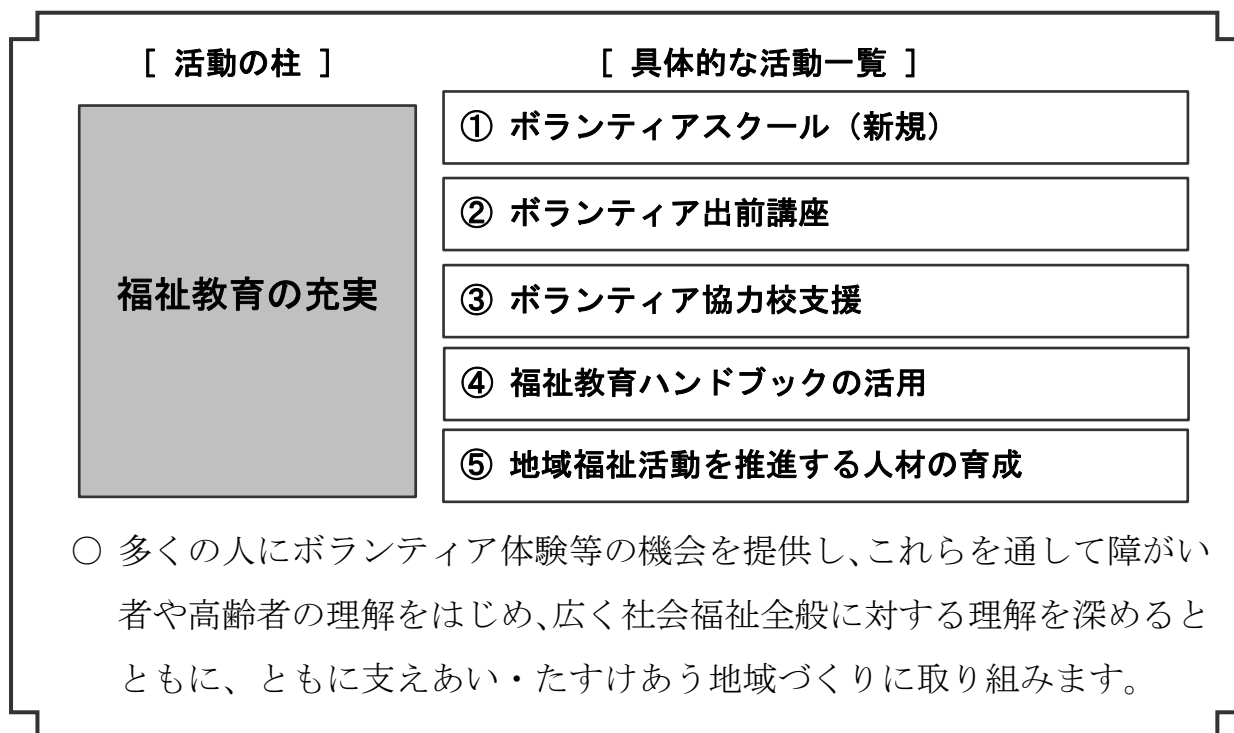
- 地域福祉の向上を図るため、より一層のボランティア活動の拡充と活性化をめざし、全事業を再編・再構築したボランティア活動推進計画を策定します。

① ボランティア活動推進計画の策定（新規）

- ・ ボランティア活動へのきっかけづくりや、子どもの頃から地域や福祉にふれられる環境づくり、様々なボランティア活動の支援や人材の育成・確保など、ボランティアの普及促進及びその活動・事業を総合的に推進するため、ボランティア活動推進計画を策定します。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
ボランティア 活動推進 計画策定	委員会設置 検討・策定	順次 事業実施			

(3) 福祉教育の充実 【重点取組】



① ボランティアスクール（新規）

- ・ 学校、地域のリーダーとしてボランティアに取り組む人材を育成するため、福祉分野の仕事に興味のある学生、ボランティアに興味のある学生らに向けてフォローアップも含めたボランティア講座を実施します。

② ボランティア出前講座

- ・ 福祉やボランティア活動についての関心や理解を深めることを目的として、学校へ講師を派遣します。
- ・ より多くの要望に対応できるよう、講師の養成研修を実施します。
- ・ 児童・生徒のみならず、地域の人を対象として当講座を実施し、地域福祉への理解を広めていきます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
区立学校実施実績	40 校 50%	45 校 60%	50 校 70%	65 校 80%	全学校 100%
学校以外の年間実施か所	5 か所	7 か所	9 か所	9 か所	9 か所
年間養成講師数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

③ ボランティア協力校支援

- ・ 区内小学校・中学校・高等学校を対象とし、福祉やボランティアへの理解と関心を高め、児童・生徒が地域社会の福祉に貢献することを目的として、ボランティア活動・福祉教育への学習支援を行います。
- ・ 福祉ハンドブックの活用を図る中で、ボランティア、福祉教育に関する学習への支援手段として、学校へ積極的な活動PRを行います。協力校として取り組んだ学校のパネル展を地区センター等で実施し、区民などへ積極的な活動PRを行います。
- ・ さらに学校が申請しやすいように、時期や方法を見直すなど、活動拡充の方策を検討します。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年間指定校	25 校	30 校	35 校	40 校	45 校

④ 福祉教育ハンドブックの活用

- ・ 児童・生徒が福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをめざし、福祉教育をさらに充実します。
- ・ 現行の福祉教育ハンドブックを活用している教員・講師の意見を聞きながら、さらに福祉教育を推進するために、福祉教育ハンドブックの活用について有効な方策を検討します。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
区立学校 福祉教育 実施実績	40 校 50%	45 校 60%	50 校 70%	65 校 80%	全学校 100%
ハンドブック 作成	作成へ 向けて 調査	委員会 検討	配布	→	

⑤ 地域福祉活動を推進する人材の育成

- ・ 地域において小地域福祉活動を広く周知するなど、ご近所での支えあい活動を促進する人材の発掘・育成に取り組めます。
- ・ 自治町会や民生委員・児童委員、ボランティア活動者などを対象に、地域における小地域福祉活動の推進役、調整役として地域福祉活動に関する知識などを習得するプログラムを構築するなど、地域福祉活動を推進する人材の発掘・育成を行います。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
延受講者数	プログラム構築		施行	60 人	60 人

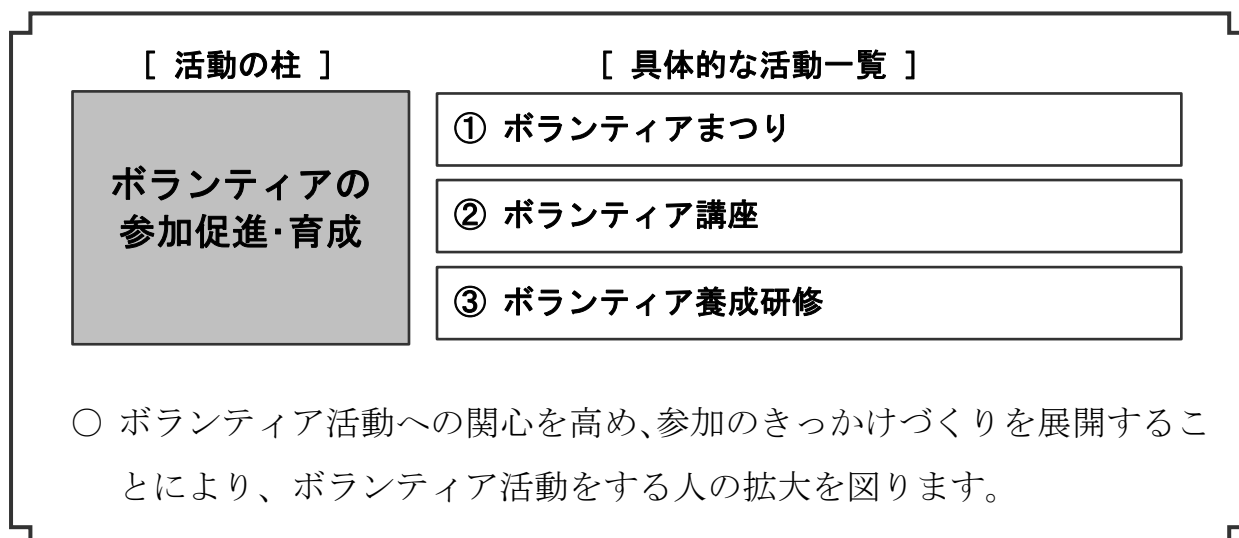


< ボランティア出前講座 >

学校や団体などにボランティア活動者や専門家を派遣し、お話や体験を通して、福祉やボランティア活動への関心や理解を深めます。



(4) ボランティアの参加促進・育成 【重点取組】



① ボランティアまつり

- ・ ボランティア活動を知り、体験し、実際に活動に踏み出すきっかけをつくります。また、ボランティアによる実行委員会で企画し、当日の運営を行うことによって、既にボランティア活動に取り組んでいる人たちの交流を図ります。
- ・ 区民に積極的に参加してもらえるようPRを行うとともに、ボランティア活動や団体のPRについても、まつりにおいて積極的に行うなど、まつりの内容の充実を図ります。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
その年における 来場者数	6,600 人	6,700 人	6,800 人	6,900 人	7,000 人

② ボランティア講座

- ・ ボランティア活動へのきっかけづくりと活動の促進、あわせてボランティアの養成を図ります。
- ・ 地域福祉や福祉以外のボランティアなど、一般の区民が興味・関心を持ち、受講しやすい講座を開催し、ボランティア活動へのきっかけをつくる機会となるよう取り組みます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
受講者のうち ボランティア 登録する人の 割合 (調査の実施)	80%	80%	80%	80%	80%

③ ボランティア養成研修

- ・ 災害・環境・音訳・点訳・要約筆記・おはなしボランティアなど、専門ボランティア活動に特化した内容の研修会を開催します。
- ・ 社会の課題に対応するボランティアの養成を引き続き行います。
- ・ 実際の活動を体験するなど、より実践的なプログラムを実施することにより、活動へと導く工夫をしていきます。

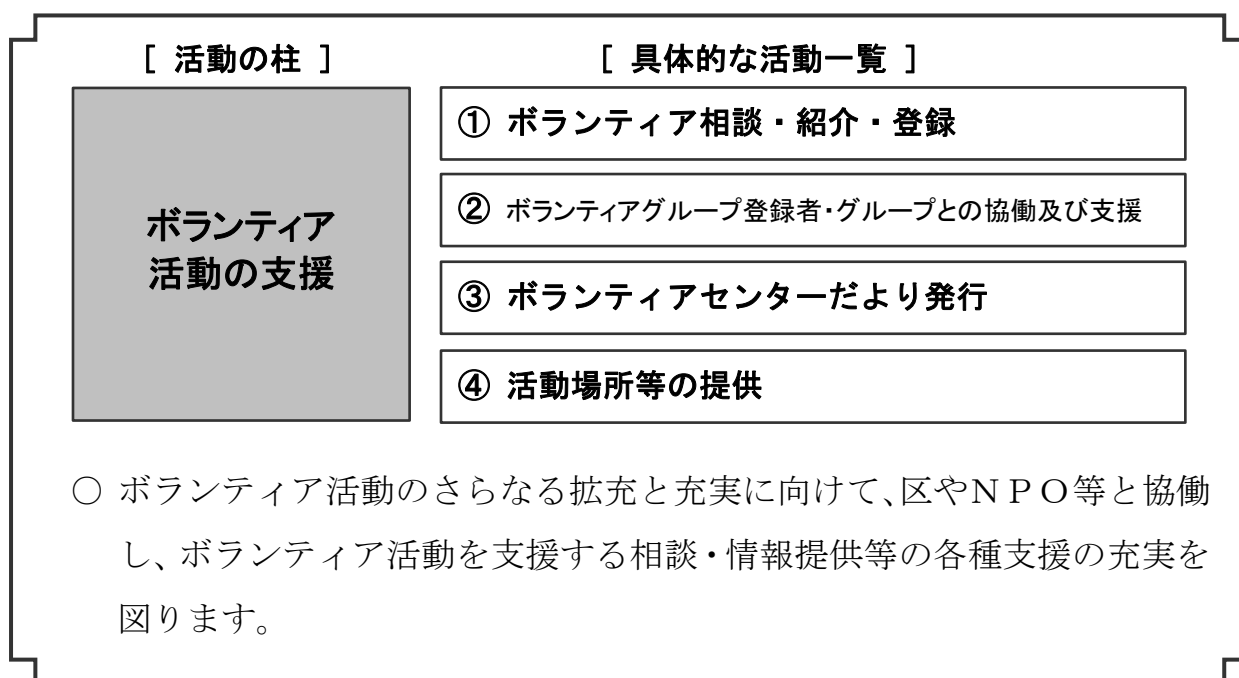
活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
受講者のうち ボランティア 登録する人の 割合 (調査の実施)	80%	80%	80%	80%	80%



< ボランティア講座 >

人のためだけではなく、人生の主人公であるあなた自身が、輝いて生きる活動として、ボランティア活動を学びます。

(5) ボランティア活動の支援 【重点取組】



① ボランティア相談・紹介・登録

- ・ ボランティア活動を始めたい、ボランティアをお願いしたいなど、ボランティア活動に関するあらゆる相談に応じます。
- ・ ボランティアについて気軽に相談できるようにするために、イベント等では出張窓口などを設置し、相談の機会を増やす取り組みを行います。
- ・ ボランティア情報の収集をしやすいように、区民の目にとまるところにチラシなどを設置するなど、積極的にPRを行います。

② ボランティアグループ登録者・グループとの協働及び支援

- ・ 区内でのボランティア活動をさらに活発にするため、ボランティアセンターへの登録者・グループを増やします。
- ・ 登録者へ事業協力を呼びかけ、協働による地域福祉の充実を図ります。
- ・ 区内のボランティア活動を充実させるため、地域課題に対するボランティアグループの先駆的な活動、また、ボランティア活動を拡充していく取り組みに対して、支援を行います。

- ・ ボランティア活動者・グループに、ボランティアセンターへの登録を積極的に行ってもらえるよう、ボランティアセンターの機能及び登録制度を充実させます。

③ ボランティアセンターだより発行

- ・ 葛飾区内外のボランティア関連情報を提供し、ボランティア活動への活用、理解、協力を図るため、ボランティアセンターだよりを発行し、PRに努めます。
- ・ 配布場所については積極的に拡大を図るとともに、社協だより等との関係について整理し、効率的・効果的な周知に努めます。

④ 活動場所等の提供

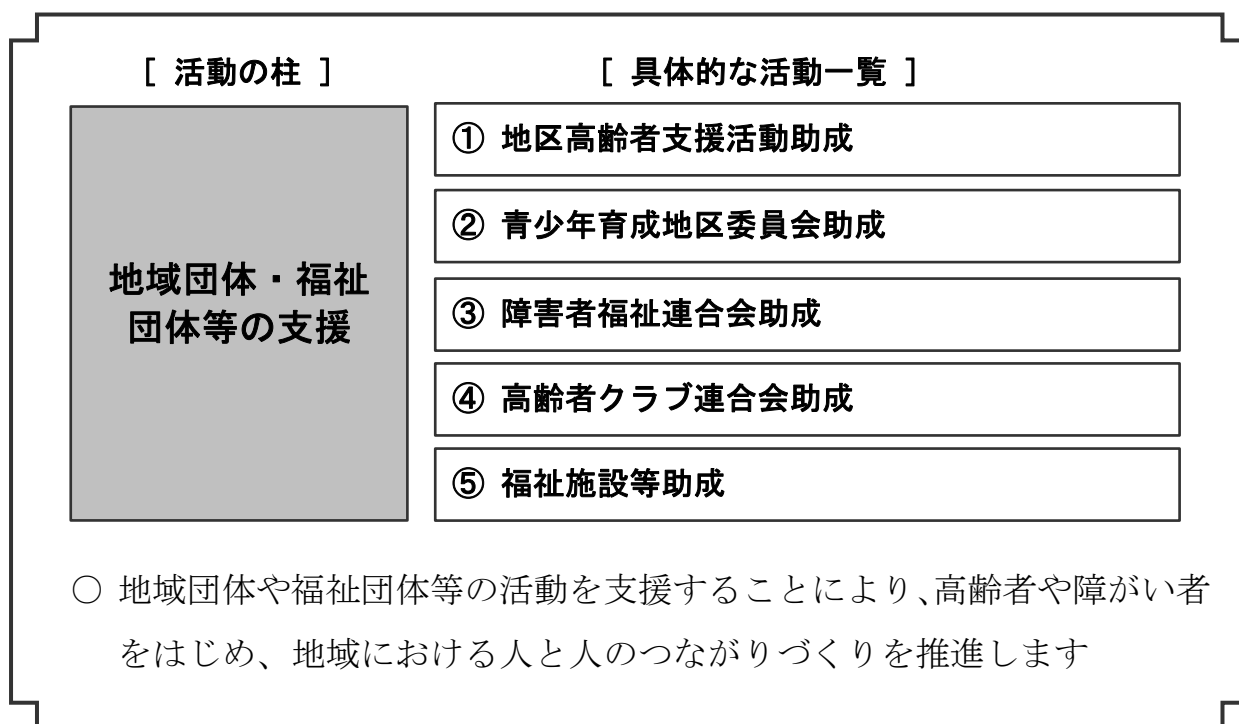
- ・ 登録ボランティアグループに活動室、録音室等を貸し出し、ボランティア活動を支援します。
- ・ 利用者数は増加してきており、利用者の要望をとらえつつ、施設の有効活用に努めます。



< 高齢者食事サービス団体の活動 >

毎回、ボランティアさんのまごころと栄養を届けます。

(6) 地域団体・福祉団体等の支援



① 地区高齢者支援活動助成

- ・ 高齢者福祉の増進を図るため、各地区で行われる敬老行事や高齢者の福祉向上につながる活動を対象に助成を行います。
- ・ 敬老祝品贈呈以外の活動への取り組みを支援し、各地域の高齢者支援に結びつくよう、様々な活動内容を紹介したり、小地域福祉活動との活動連携にもつなげるなどの取り組みを行います。

② 青少年育成地区委員会助成

- ・ 児童福祉の推進と児童の健全育成を図るため、各地区で行われる青少年育成活動地区委員会が行う活動に対し、助成を行います。
- ・ 活動状況及び助成金の活用状況を地域に周知するとともに、引き続き助成を継続して行います。

③ 障害者福祉連合会助成

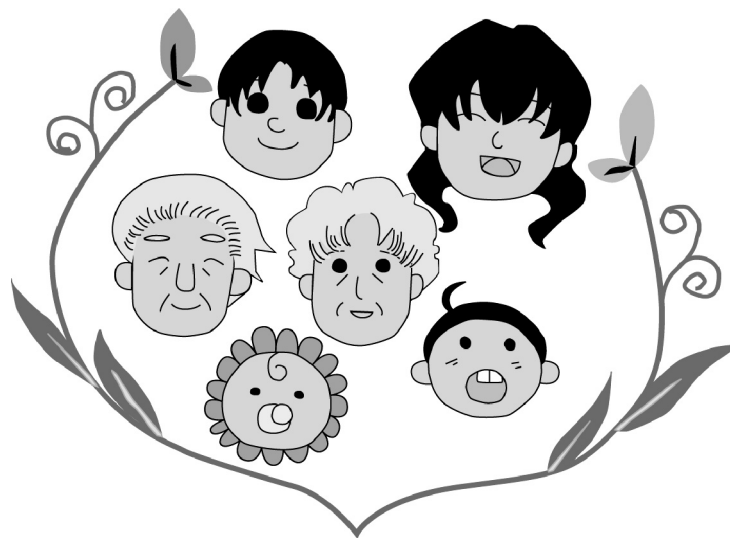
- ・ 障がい者福祉の増進を図るため、当該団体の実施する活動・事業に対し助成を行います。

④ 高齢者クラブ連合会助成

- ・ 高齢者福祉の増進を図るため、当該団体の実施する活動・事業に対し助成を行います。

⑤ 福祉施設等助成

- ・ 民間福祉施設や私立保育園等が実施する活動・事業に対し、助成を行うことにより、それらの施設の活動を支援し、地域福祉の向上を図ります。



2 区民同士のたすけあい活動を 広げましょう

(1) 住民参加型福祉サービスの充実

〔 活動の柱 〕	〔 具体的な活動一覧 〕
住民参加型福祉サービスの充実	① しあわせサービス
	② ファミリー・サポート・センター
	③ ハンディキャブ運行
	④ 生活支援ボランティア
	⑤ 高齢者食事サービス活動支援

○ 区民が活動者となる住民参加型福祉サービスをさらに充実させます。

① しあわせサービス

- ・ 支援が必要な区民が地域で自立して生活ができるように、高齢者、ひとり親家庭、障がい者等に協力会員を派遣し、簡単な家事援助を行います。
- ・ 引き続き協力会員の確保を図るとともに、協力会員の活動量の平準化を図り、意欲の向上につなげます。
- ・ 会員の募集PRや説明会の効果的な実施方法や周知について検討します。
- ・ 小地域福祉活動との連携や融合について、検討を進めます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
協力会員の年間活動率	44%	46%	48%	50%	52%

② ファミリー・サポート・センター

- ・働く保護者の育児等を支援するために、子育て経験のある区民が、保育園への送迎や保護者の帰宅までの一時預かりなどを行う、住民参加型有償育児支援サービスです。
- ・ファミリー会員とサポート会員の需給バランスを図るため、社協だより、PTA、自治町会などを通じた募集活動を推進し、サポート会員の増強を図ります。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年度末 サポート会員数	280 人	290 人	300 人	315 人	330 人

③ ハンディキャブ運行

- ・ハンディキャブ（車椅子が乗降できる電動リフト付の車両）を運転ボランティアにより運行し、歩行困難な障がい者及び高齢者の社会参加を促進するサービスです。
- ・利用者の要望を考慮しながら活動・事業を実施し、状況に応じて随時運転ボランティアを募集していきます。

④ 生活支援ボランティア

- ・要援護者が地域で暮らし続けることができるよう、地域ボランティアによる草取り・窓ふき・電球の交換などの一時的な生活支援サービスです。
- ・ちょっとした困りごとを解決する手段として高齢者などからの要望があるため、ニーズに応えるためにもボランティアの確保に努めます。
- ・しあわせサービス、小地域福祉活動との連携により、地域で完結する方策についても検討します。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年度末 ボランティア人数	50 人	55 人	60 人	65 人	70 人

⑤ 高齢者食事サービス活動支援

- ・ ボランティア団体が行う配・会食サービス活動を支援し、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消や地域の区民とのふれあいの場を提供します。
- ・ 実施団体が少なく、配・会食への対応が一部地域に限られる等の状況から、今後はより多くの希望者のニーズに応えられるよう、地区によっては小地域福祉活動として取り組むなど、区内の広い範囲で食事サービスを実施できるよう、運営等の見直しを行います。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年間 ボランティア 団体育成数	(新規) 1 団体	(新規) 1 団体	(新規) 1 団体	(新規) 1 団体	(新規) 1 団体

(2) 福祉人材の育成・活用

〔 活動の柱 〕

**福祉人材の
育成・活用**

〔 具体的な活動一覧 〕

① 手話講習会

② 福祉指導者研修会

③ 手話通訳者派遣

○ 地域において福祉活動を行う人づくりを実施・支援し、活動の中心となる人を育て、活用します。

① 手話講習会

- ・ 手話を知ってもらうことにより、聴覚障がい者等への理解を深めるとともに、手話通訳者育成の機会をつくります。
- ・ 上級への進級者を増やし、通訳認定試験合格者を多く輩出することを目的に、カリキュラムの見直しや認定試験への対応を強化します。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
初級コース 修了率	75%	80%	85%	90%	95%

② 福祉指導者研修会

- ・ 民生委員・児童委員・主任児童委員を対象に、福祉指導者としての職務知識向上のための研修を実施します。
- ・ 研修会の開催にあたっては、十分な時間を確保すること、新任とベテラン双方にとって知識向上となる講演内容にするなどの取り組みを行い、研修会の充実を図ります。

③ 手話通訳者派遣

- ・ 聴覚障がい者及び言語障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話通訳者を派遣します。
- ・ 需要の拡大が見込まれることから、認定試験受験対策講座の見直しや手話講習会の活用を検討するなど、通訳者数の増加に向けた取り組みを行います。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年間登録 手話通訳者数	25 人	26 人	27 人	28 人	29 人

(3) 福祉サービス利用支援の充実 【重点取組】

〔 活動の柱 〕

福祉サービス利用 支援の充実

〔 具体的な活動一覧 〕

① 権利擁護センターかつしか（しっかりサポート）

② 苦情解決第三者委員の設置・運営

- 高齢者、障がい者、判断能力が十分ではない認知症※の方などが、住み慣れた地域で安心した生活が続けることができるよう、様々な支援を行います。

① 権利擁護センターかつしか（しっかりサポート）

- ・ 福祉サービスに関する相談、財産の管理に関する相談などの一般相談を随時行います。また、福祉サービスに関する権利侵害、成年後見制度※の利用、遺言・相続等について、弁護士等による専門的な相談を予約制で行います。
- ・ 預貯金通帳・ハンコや権利証などの預かり、日常生活費の引き出し・お届け、福祉サービスの利用手続きの代行などを行います。
- ・ 成年後見制度の申立て手続きなどをお手伝いします。
- ・ 後見人等候補者がいない場合の法人後見を受任するとともに、地域の後見人のサポート活動等を行います。
- ・ 成年後見制度の周知の強化を図るとともに、市民後見人の養成に向けた取り組み、関係機関でのネットワーク（連携）の強化、権利擁護センター事業の充実に向けた組織の強化を図ります。

※認知症

病気などのため脳が障がいを受け、脳の知的な働きが持続的に低下した状態をいいます。後で思い出すことができる、物忘れとは異なります。

※成年後見制度

認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人を不利益から守るため、家庭裁判所に申立てをして、権利や財産を守る後見人などを選任する制度です。後見人は、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、その契約を取り消したりすることができます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
市民後見人の養成	募 集 養 成				10 人
市民後見人に対する後見監督の受任	市民後見人の養成	実 施			10 件
年間法人後見受任数	(新規) 1 件	(新規) 2 件	(新規) 2 件	(新規) 2 件	(新規) 2 件
年間相談件数	1,000 件	1,020 件	1,040 件	1,060 件	1,080 件
年間延契約者数	55 人	60 人	65 人	70 人	75 人

② 苦情解決第三者委員の設置・運営

- ・ 社会福祉協議会の福祉サービス利用者からの苦情に対し、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するため、第三者の立場（学識経験者、民生委員・児童委員等）からなる「苦情解決第三者委員」を設置し、苦情解決・調整のための事業を実施します。
- ・ 委員会の設置をより一層 P R しつつ、福祉サービス利用者の利益の保護やサービスの向上に取り組みます。



< 権利擁護センターかつしか しっかりサポート >

(4) 健康・生きがいづくり

[活動の柱]	[具体的な活動一覧]
健康・生きがい づくり	① ワークスかつしか ② 高齢者作品展 ③ 介護支援サポーター（新規）

○ 就労や社会参加の機会の提供を通して、高齢者等の健康と生きがいづくりを支援します。

① ワークスかつしか

- ・ 概ね 55 歳以上の人を対象に、身近な地域での就業相談、情報提供等を行うことにより、体力・能力・意欲に応じた多様な働き方や社会参加を支援します。
- ・ より多くの求人情報を集め、提供するために、求人開拓活動を充実させるとともに、事業効果をあげるため認知度を高める取り組みを行います。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
職業紹介者	920 人	940 人	960 人	980 人	1,000 人
就職者	160 人	170 人	180 人	190 人	200 人

② 高齢者作品展

- ・ 60 歳以上の高齢者を対象に、絵画・書・手工芸品等の作品を展示する高齢者作品展を開催します。
- ・ 多くの人々が出品、来場するよう周知に努め、高齢者の生きがいづくりを支援します。

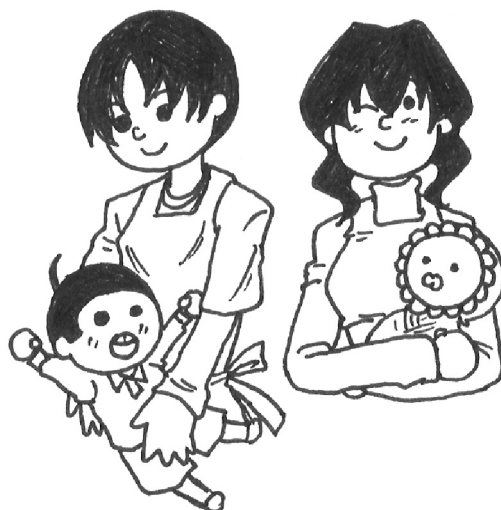


< 高齢者作品展 >

③ 介護支援サポーター（新規）

- ・ 区内在住の 65 歳以上の介護保険サービスを利用していない方がサポーター登録の後、介護保険施設で入所者の話し相手や趣味活動の支援等サポーター活動を行います。活動時間に応じて、評価ポイントを付与し、年度ごとにポイントに応じた交付金を支給します。
- ・ サポーター自身の介護予防を目的としており、新規登録者の確保のための積極的なPRを行います。
- ・ 受け入れ施設については、登録者の拡大を図るよう新規施設の開拓に力を入れます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年度末 登録人数	200 人	220 人	240 人	260 人	280 人
年度末 登録施設	50 施設	55 施設	60 施設	65 施設	70 施設
登録者のうち サポーター 活動している 人の割合	90%	90%	90%	90%	90%



(5) 募金活動の推進

〔 活動の柱 〕	〔 具体的な活動一覧 〕
募金活動の推進	① 歳末たすけあい運動募金
	② 共同募金

○ 自治町会等の協力を得ながら、募金に対する理解、主体的参加の促進等により、募金活動の充実を図るとともに、適切な配分を推進します。

① 歳末たすけあい運動募金

- ・ 共同募金運動の一環として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会等関係団体の協力を得て、「歳末たすけあい運動」を実施します。

② 共同募金

- ・ 共同募金会葛飾地区協力会の事務局として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会等関係団体の協力を得て、「赤い羽根共同募金運動」を実施します。



< 赤い羽根共同募金 >

ご協力いただいた募金は、地域の福祉活動の資金として有効に活用されます。

3 自分らしく安心して暮らせるまちをつくりましょう

(1) 在宅福祉サービスの充実

〔活動の柱〕

在宅福祉サービスの 充実

〔具体的な活動一覧〕

① ひとりぐらし高齢者毎日訪問

② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

○ 地域で暮らす高齢者、ひとり親などに対する各種のサービスを実施し、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

① ひとりぐらし高齢者毎日訪問

- ・ 65 歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者に対し、乳酸菌飲料を毎日（月～金）配達し、その際、あいさつなど一声かけることにより、安否の確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。
- ・ 手渡しによる配達を進めるとともに、「かつしかあんしんネットワーク※」との連携及び調整を行い、制度の利用効果の理解・周知促進、利用者の確実な安否確認につなげます。
- ・ また、高齢者の見守りの方法について、地域の協力を得るなど、他の方法についても検討を行います。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年間利用者数	1,500 人	1,550 人	1,590 人	1,640 人	1,690 人

※かつしかあんしんネットワーク

ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が中心となって、民生委員、地域の自治会やボランティアの協力を得て地域全体でひとり暮らし高齢者等を見守る制度です。

② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

- ・ ひとり親家庭等に、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、その自立を図ります。
- ・ 子ども総合センター、母子相談等の関係機関窓口との連携を図りつつ活動・事業を推進します。
- ・ 限定された対象者であること、他の福祉サービス等の充実も進んでいることから、今後のあり方について検討します。

(2) 生活福祉資金の貸付等

〔 活動の柱 〕	〔 具体的な活動一覧 〕
生活福祉資金の 貸付等	① 生活福祉資金貸付
	② 小口生活資金貸付
○ 資金の貸付を必要とする世帯に、相談支援や貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるように支援します。	

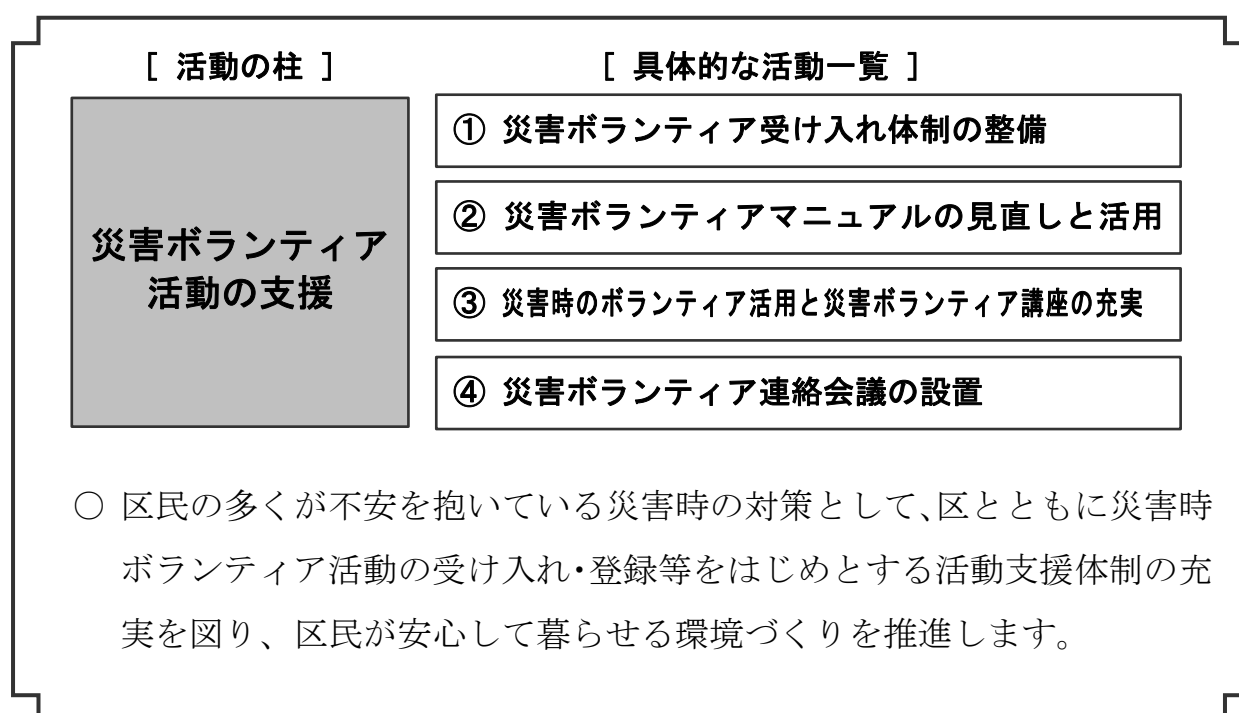
① 生活福祉資金貸付

- ・ 低所得者、高齢者、障がい者、離職者世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・ 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活資金を貸付けることにより、その世帯の自立を支援します。
- ・ 貸付件数の増大、相談内容の複雑化・多様化がみられるため、計画的な事務執行ができるよう、事務分担の見直しや効率的運営の検討を行います。

② 小口生活資金貸付

- ・ 病気、災害等により一時的に生活資金を必要とする世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・ 利便性の高い生活福祉資金の緊急小口資金を活用しているため、貸付実績はなく、廃止を含め検討する必要があります。

(3) 災害ボランティア活動の支援 【重点取組】



① 災害ボランティア受け入れ体制の整備

- ・ 大規模な災害時に、区内外からの災害ボランティアに対する調整（コーディネート）を行います。
- ・ 社協職員による災害ボランティア受け入れの訓練を定期的 to 実施します。
- ・ 職員とともにボランティア受け入れを行うボランティアリーダーの養成、受け入れ施設の確保などを行います。
- ・ 災害ボランティアの活動及び災害ボランティアセンターの役割について、防災訓練の活用など積極的に機会をとらえて周知に努めます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年度末 災害ボランティア リーダー登録者数	30 人	40 人	50 人	60 人	70 人

② 災害ボランティアマニュアルの見直しと活用

- ・ 災害時に災害ボランティアが有効に機能するよう、現在のマニュアルを改訂します。
- ・ 平時の活動を含めたマニュアルへと改訂し、配布することにより、被災時の備えを意識づけていきます。

③ 災害時のボランティア活用と災害ボランティア講座の充実

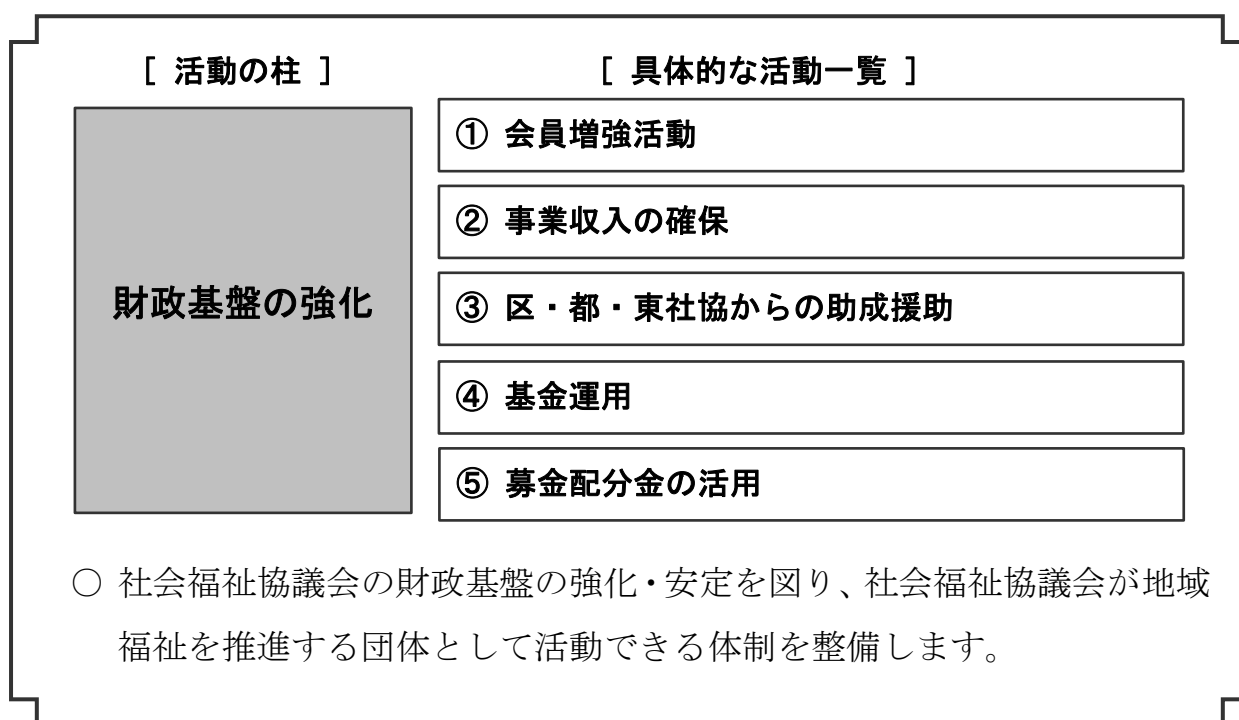
- ・ 災害ボランティアリーダーに加え、その補助役のボランティアなど、被災時に活動可能な区内のボランティアをあらかじめ登録し、有事に備えます。
- ・ 災害ボランティア講座を充実し、受講者増及び登録者増を図ります。
- ・ 被災時に活動するボランティアだけでなく、葛飾区が直接大きな被害を受けない場合でも、その時に必要なボランティアの確保、登録及び活用について検討します。
- ・ 小地域福祉活動における災害への取り組みとの連携構築をめざします。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年度末 災害ボランティア 登録者数	30 人	60 人	90 人	120 人	150 人

④ 災害ボランティア連絡会議の設置

- ・ 被災時の情報の混乱を避け、活動を円滑にするため、ボランティア団体、NPO、関係機関等との連絡体制をつくります。
- ・ ボランティア団体や関係機関等と定期的な連絡会を開き、地域特性、災害弱者情報等、被災時の速やかな救援活動、その後の復興支援活動の体制を検討します。
- ・ 社協の役割の明確化とともに、関係機関との連携強化を図ります。

（４）財政基盤の強化



① 会員増強活動

- ・ 社会福祉協議会が自主的な財源を確保し、活動・事業を展開していくために、福祉協力委員の方々とともに、会員の増強に取り組んでいきます。
- ・ 幅広い年代層に対して、社協の必要性を認識してもらい、「会員数＝社協の認知度」という視点で社協の周知を徹底していきます。
- ・ また、経費の原資と社協の役割についてPRすることを第一として、各活動・事業を実施していきます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年度末 会員数	10,100 人	10,150 人	10,200 人	10,250 人	10,300 人

② 事業収入の確保

- ・ 各種収益事業の実施等、自主財源の安定的な確保に努めます。

③ 区・都・東社協からの助成援助

- ・ 区、都、東京都社会福祉協議会、各種福祉財団等からの補助・助成制度を積極的に活用し、財源の確保に努めます。
- ・ 葛飾区からの運営費、事業費に対する補助金以外にも、受託事業や新規モデル事業に積極的に取り組むことにより、補助・助成制度の積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。

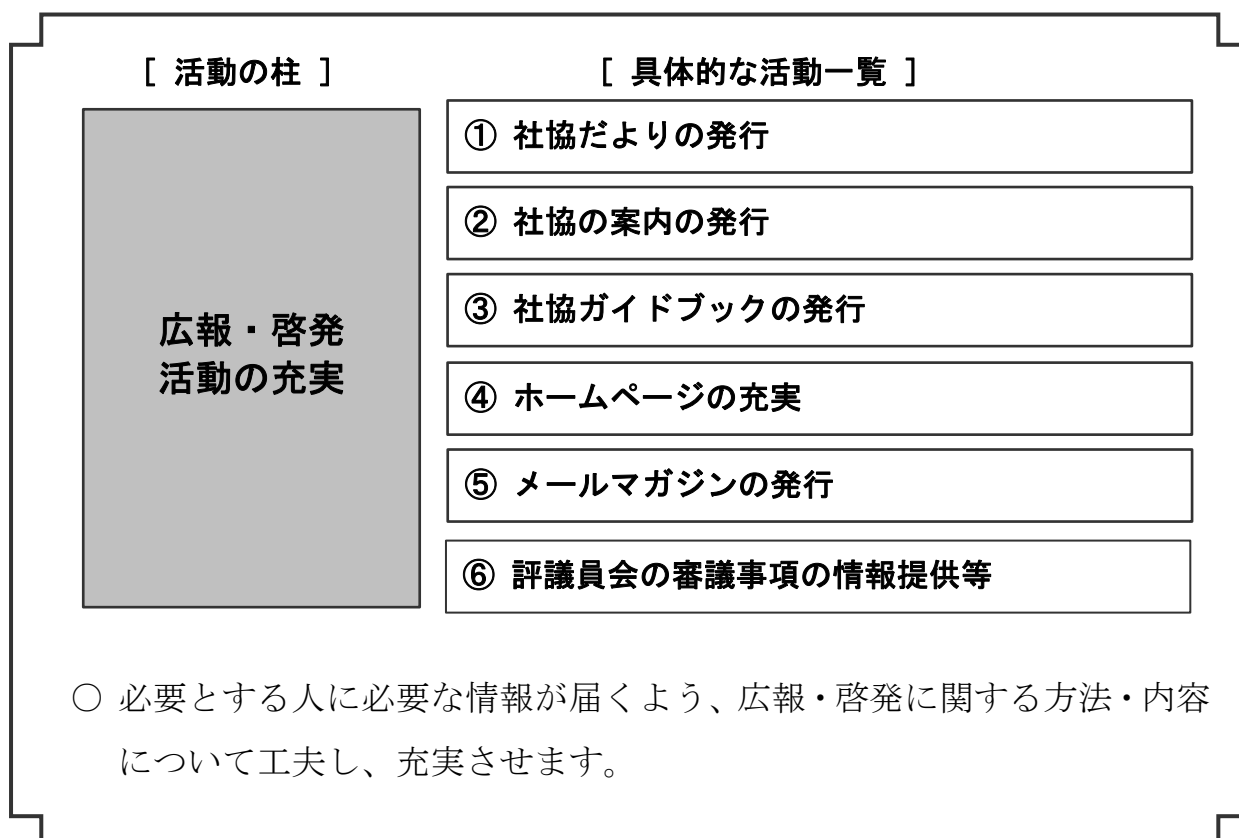
④ 基金運用

- ・ 基金等の安全・有利な運用を行い、自主財源の安定的な確保に努めます。
- ・ 社会経済の動向に配慮するとともに、運用利回りにも目配りしながら、財源の確保のため必要な運用を行います。

⑤ 募金配分金の活用

- ・ 募金の配分について、地域福祉活動費として活用するとともに、今後、さらに適切な配分とするため、配分方法等の検討を行います。
- ・ 配分の公平性を確保するため、平成 22 年度に基準を策定するとともに、対象拡大など制度の見直しを行ったことから、対象事業者団体への周知を徹底していきます。

（５）広報・啓発活動の充実 【重点取組】



① 社協だよりの発行

- ・ 地域福祉活動に対する区民の理解と協力を得るため、社協だよりを発行し、地域福祉活動等の周知と宣伝に努めます。
- ・ 社協の地域福祉への貢献をより周知し、区民の社協理解を広げるため、発行回数の増や掲載記事の工夫を続けていきます。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
発行回数	年 6 回に 増刊	年 6 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回

② 社協の案内の発行

- ・ 地域福祉活動に対する区民の理解と協力を得るため、社協の案内を発行し、社会福祉協議会の活動・事業等の周知と宣伝に努めます。
- ・ 案内の内容を検討し、区民が協力しようという気持ちになるような案内の作成に取り組みます。

③ 社協ガイドブックの発行

- ・ 地域福祉活動に対する理解と協力を得るため、社協の会員に対して「社協ガイドブック」を発行し、社会福祉協議会の活動・事業等の周知と宣伝に努めます。
- ・ 会員の継続につながるよう、わかりやすく、会員としての貢献が実感できるような会費の使いみち等の内容の掲載を検討します。

④ ホームページの充実

- ・ インターネットを利用し、社協ホームページ及びボランティアセンターホームページにより社協の活動・事業等を公開します。ホームページのリニューアルを行うとともに、積極的な情報提供を行い、社協運営の向上を図り、「開かれた社協」をめざします。
- ・ 問い合わせフォームにより、区民からの意見の投稿や苦情相談受付を行います。
- ・ 最新情報や活動報告等は随時掲載を引き続き行うとともに、見て楽しい、役に立つ、社協に関心をもてるような内容をめざし、トップページ等の工夫に取り組むとともに、便利に活用してもらうためホームページから申し込みをできるよう内容の充実を検討します。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年間 アクセス件数	44,400 件	48,000 件	51,600 件	55,200 件	58,800 件

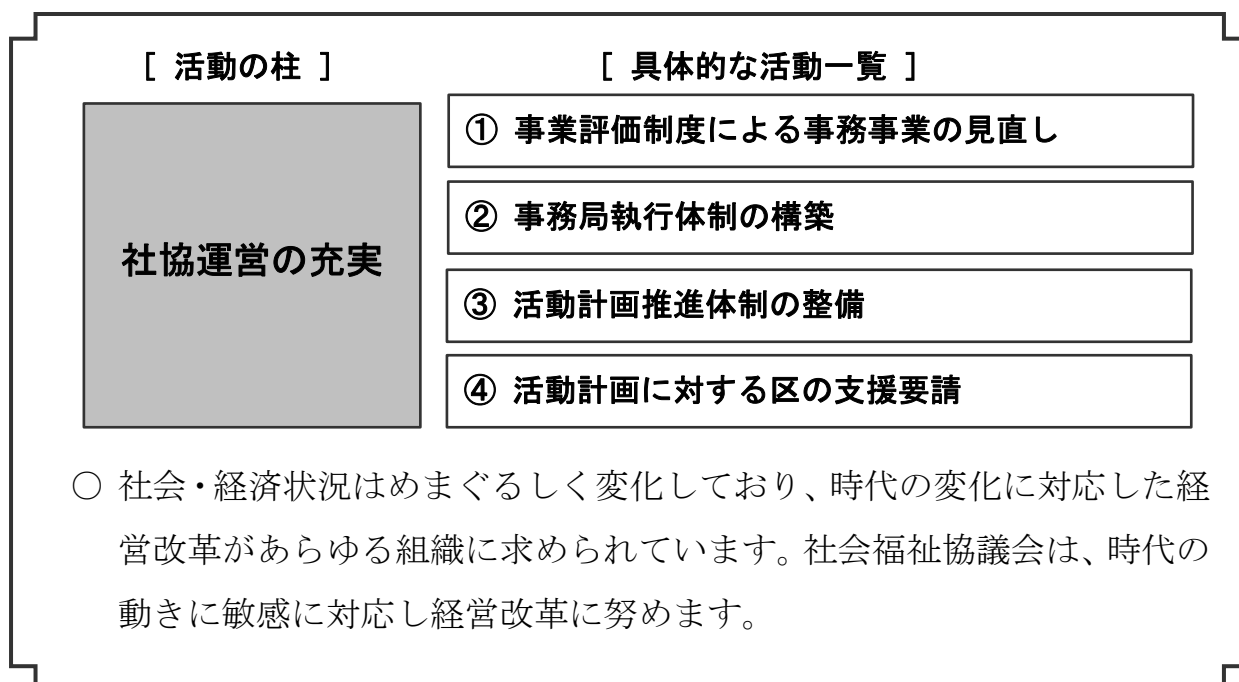
⑤ メールマガジンの発行

- ・ 区民に、社協で実施しているサービスや「葛飾社協」についてのPRを行うとともに、最新の福祉情報や防災情報などを周知することを目的として、希望する登録者にメールマガジン（インターネットを利用した電子メールで配信される雑誌）を発行します。
- ・ 一定の取り組みを進める中で、存廃を含めた事業効果の十分な検証を行います。

⑥ 評議員会の審議事項の情報提供等

- ・ 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るため、評議員会の傍聴や審議事項の情報提供を行います。
- ・ インターネット上での会議映像の提供など、さらなる情報公開を進め、区民の社協への理解と関心を高める取り組みを行います。

（６）社協運営の充実



① 事業評価制度による事務事業の見直し

- ・ より効果的、効率的な法人運営をめざし、増大・多様化する福祉ニーズに的確に対応したサービスが提供できるよう、外部委員による評価を含め事業評価を実施し、事務事業の見直しを行います。
- ・ 評価の第三者性を高めるため、外部評価委員の構成に公募委員を加え、さらなる法人運営の効率化を図ります。

活動指標	年 次 目 標				
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
外部評価 事業数	19 事業	18 事業	評価に基づく 事業の展開		
内部評価 事業数	18 事業	19 事業	37 事業	37 事業	37 事業

※社協が実施する全ての事業について、PLAN(計画)－DO(実施)－CHECK(評価)－ACTION(調整・改善)という循環サイクルにより、それぞれの事業や活動を分析・評価し、その結果を改善につなげる仕組みです。外部の委員による評価は評価サイクルを5年としています。

② 事務局執行体制の構築

- ・ 職員の適材適所の人事配置を行うとともに、業務の弾力的・効率的な運用を図り、執行体制を構築します。
- ・ 限られた人数でより効率的な組織運営を行うため、平成 22 年度に係長制の導入をはじめとする組織改正を行い、社協が抱える様々な課題に適切に対応する体制を整備してきました。
- ・ 引き続き、研修体系の確立とあわせて、より効率的な組織整備を進めます。

③ 活動計画推進体制の整備

- ・ 地域福祉活動計画の各種活動の進捗を管理し、各種活動が有機的に機能するように努めます。
- ・ 進行管理の客観性を担保するため、計画の進捗状況を管理する体制として委員会の設置を検討します。

④ 活動計画に対する区の支援要請

- ・ 活動計画を推進していくため、区に対し、事業経費や人件費等の支援を要望していきます。
- ・ 財政的裏づけや事業効果を明確にし、引き続き区との連絡調整の場を設け、事業説明や課題などをきめ細かく説明し、支援を要請していきます。